

茨木市パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、パートナーシップ関係にある旨の宣誓を行った二者が公正証書を作成するにあたり、市がその作成に要した経費の一部を補助することにより、パートナーシップ宣誓制度の活用を促進し、もって誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱（令和4年7月1日実施）の定めるところによる。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者は、パートナーシップ関係にある旨の宣誓を行った二者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が交付申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に居住していること。
- (2) 双方の戸籍上の性別が同一であること。
- (3) 茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱によるパートナーシップ宣誓書受領証又は市長がこれと同等と認める文書（第8において「パートナーシップ宣誓書受領証等」という。）の交付を受けており、交付申請時においてその証明が有効であること。
- (4) 双方が、相互に相手方を任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第3号に規定する任意後見受任者の1人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること及び共同生活を営むにあたり、双方において、第4で定める事項についての合意契約が公正証書により締結されていること。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。
- (5) 前号に規定する公正証書の作成に要した経費を負担していること。
- (6) 過去に同一のパートナーシップ関係を対象として、市からこの補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 自己の課税及び納税状況に係る照会に同意すること。

(公正証書)

第4 第3第4号の規定による合意契約に係る公正証書には、次の各号に掲げる事項が明記されているものとする。

- (1) 双方が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。

(2) 双方が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

(公正証書作成の特例)

第5 第3第4号ただし書に規定する市長が特に理由があると認めるときは、一方又は双方が、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 相手方以外の者を任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、かつ、相手方がこれに合意しているとき。

(2) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)第3条に規定する性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、性別の取扱いの変更の審判を受けた後、婚姻することを当事者間で合意しているとき。

(3) 生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が合理的な理由があると認めるとき。

2 第3第4号ただし書の規定に該当する場合は、第3第4号の規定による合意契約に係る公正証書に、第4各号の事項及び前項各号のうちいずれかの理由と併せて、次に掲げる事項が明記されているものとする。この場合は、第3第4号に規定する任意後見契約に係る公正証書の作成及び登記の確認は行わないものとする。

(1) 一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、相手方は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すること。

(2) 二者の間で必要が生じたときは、速やかに任意後見契約に係る公正証書を作成すること。

(補助対象経費)

第6 補助の対象となる経費は、第3第4号に規定する公正証書の作成に要した経費のうち、公証手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証手数料とする。

(補助金額)

第7 補助額は、第6に掲げる経費の合計額又は50,000円のいずれか少ない額とする。ただし、第5に規定する特例に該当する場合は、第6に掲げる経費の合計額又は13,000円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第8 補助金の交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下この項において「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、連名で市長に申請しなければならない。ただし、茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第4第1項の規定による宣誓をした日

(以下この項において「宣誓をした日」という。)の翌日から起算して6か月以内に交付申請書を提出する場合であって、宣誓をした日において双方が市内に住所を有していた場合は、第1号に定める書類の提出を省略することができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 第3第3号に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等
- (3) 補助対象となる経費の領収書
- (4) 第3第4号に規定する任意後見契約に係る公正証書及び合意契約に係る公正証書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、公正証書を作成した日から3月以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める事由があるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、補助金を交付することが適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対しパートナーシップ宣誓制度活用補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、申請者に対しパートナーシップ宣誓制度活用補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(補助金の交付)

第10 市長は、第9の規定により補助金の交付を決定したときは、決定した日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込むことにより、交付する。

(交付決定の取消し等)

第11 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金を減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) その他市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、令和4年7月1日以後に作成した公正証書について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月5日から実施する。

年 月 日

（あて先）茨木市長

パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付申請書兼請求書

茨木市パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付要綱第7の規定に基づき、補助金の交付を次のとおり申請及び請求します。

なお、茨木市パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付要綱を遵守すること、市長が市税等の課税及び納税状況について関係機関に照会を行うこと及びその結果が両申請者に通知される場合があることに同意します。

	申請者（代表者）	申請者
住所		
フリガナ		
氏名	⑩ (自署の場合は押印不要)	⑩ (自署の場合は押印不要)
連絡先 (電話番号)		

交付申請・請求額	特例適用なし・あり (いずれかに○を付けてください) _____ 円
----------	---------------------------------------

※上限額：特例適用なし 50,000 円・特例適用あり 13,000 円

添付書類	(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (2) パートナーシップ宣誓書受領証等 (3) 補助対象となる経費の領収書 (4) 任意後見契約に係る公正証書及び合意契約に係る公正証書
------	--

振込を希望する口座（代表者の名義の口座に限る。）																			
金融機関	支店	口座種別	口座番号																
		普通 ・ 当座	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%; height: 20px;"> </td> <td style="width: 12.5%;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="8">※右詰めで記入</td> </tr> </table>									※右詰めで記入							
※右詰めで記入																			
フリガナ																			
口座名義人																			

様式第2号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

住 所
氏 名 様

パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のパートナーシップ宣誓制度活用補助金は、次の条件
を付けて、金 円を交付します。

条 件

茨木市パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付要綱を遵守すること

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

住 所
氏 名 様

パートナーシップ宣誓制度活用補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請のパートナーシップ宣誓制度活用補助金は、次の理由により不交付と決定したので通知します。

理 由

<交付しない理由>

年 月 日

茨木市長

印

様式第4号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

住 所
氏 名 様

パートナーシップ宣誓制度活用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け申請のパートナーシップ宣誓制度活用補助金は、次の理由により交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

理 由

<取消理由>

年 月 日

茨 木 市 長

印